

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の皆様へ（6月版）

連日、新型コロナウイルスの報道が続いておりますが、ようやく全国47都道府県で緊急事態宣言が解除となり、一步前進したところであります。しかしまだ予断を許さない状況であり、依然として経営状況は厳しい状況に置かれている事業所が多いと思われまます。

これまでにご案内した既存の給付金等の他に、追加で行われている県や市の対策をご案内しますのでご活用ください。

## 1. 国からの持続化給付金

国では、感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくために、事業全般に使える給付金として「持続化給付金」を支給します。

（給付額） 法人は200万円、個人事業者は100万円 ※昨年1年間の売上からの減少分が上限。

### 【売上減少分の計算方法】

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12か月）

（例）2019年度の総売上が1,000万円。（個人事業主の場合）

	2月	3月	4月	5月
昨年の月別売上	120万円	200万円	160万円	120万円
今年の月別売上	100万円	90万円	80万円	50万円
支給対象判定	×	×	○	○

2月で比較した場合 前年同月比で売上が50%を下回っていない⇒ 不支給

3月で比較した場合 （前年の総売上）1,000万円－（90万円×12か月）＝▲80万円  
⇒計算式の答えがマイナスのため不支給

4月で比較した場合 （前年の総売上）1,000万円－（80万円×12か月）＝40万円  
⇒40万円を支給

5月で比較した場合 （前年の総売上）1,000万円－（50万円×12か月）＝400万円  
⇒計算式の答えが100万円以上のため、上限額の100万円を支給

※この例の場合は5月で申請することがベスト

### 【主給付対象の主な要件】 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象

（1）新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から12月までのいずれかひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。

（2）2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。

（3）法人の場合は、①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

（4）申請・お問い合わせ かわら版をご覧ください。給付金詐欺にご注意ください。

## 2. 雇用調整助成金について（変更点）

変更内容	
①手続きの簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の休業手当額による助成額の算定</li> <li>・休業等計画届の提出が不要</li> <li>・助成額の算定方法の簡素化</li> </ul>

### 3. 新潟県の緊急対応策

新型コロナウイルス感染防止対策推進支援金（予定）	
支給額	下限5万円～上限20万円
対象者	県民の方々に直接サービスを提供する施設を有する事業者 （飲食業、宿泊業、小売業、理美容業等）
対象経費	感染防止対策に必要な設備整備等に係る経費 （飛沫防止パネル、自動水栓、換気扇、消毒剤噴霧器等）
予算規模	15億円 ※新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用予定
その他	事業の詳細、募集開始時期等については未定のため、決定次第、改めてご案内します。
問い合わせ先	新潟県緊急事態措置・協力金相談センター（☎025-280-5222）

### 4. 新潟市の緊急対応策

#### （1）中小企業生産性向上設備投資補助金【コロナ対策枠】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、抑止に向けたものや市内で供給不足となっているものの増産、製造～出荷までの生産ラインの停止、トラブルなどへの対応を行う事業者に対し、補助金を交付します。

内 容	
①対 象 者	①製造業を営む中小企業者 ②機械及び装置を1,600千円以上設備投資する者
②補助額・補助率	①基礎部分（投資額2千万円まで）      ②加算部分（投資額2千万円超えの部分） ・投資額の20%      ・投資額の40% ・上限4,000千円      ・（①+②）上限10,000千円
③申請受付期間	令和2年5月21日～令和3年3月末
④問い合わせ先	新潟市経済部 企業誘致課（☎025-226-1686）

#### （2）「新しい生活様式」に対応した店づくり応援事業

新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動維持の両立を図るため、「新しい生活様式」に対応した店づくりを行う事業者を支援します。

内 容	
①対 象 者	小売、飲食、生活関連サービス業を営む店舗で、下記のいずれかに該当する小規模事業者 ・店舗にて常時使用する従業員が5名以下 ・売場面積250㎡以下
②補助額・補助率	・感染症対策のための設備投資費用の2/3 ・上限100万円（費目により上限額を設定）
③申請受付期間	令和2年6月上旬（予定）
④問い合わせ先	新潟市経済部 商業振興課（☎025-226-1633）